

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第 35 回）
議事要旨

○日時

令和 7 年 11 月 25 日（木） 9 時 00 分～9 時 49 分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、河野康子委員、橋本征二委員、道田悦代委員、吉岡拓如委員

○オブザーバー

栗田 徹 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 再生可能エネルギー室 室長
齋藤 綾 農林水産省林野庁林政部木材利用課 監査官
杉井 威夫 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長

○事務局

妙中 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐
森川 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐

○議題

① 残された論点について

○議事要旨

① 残された論点について

委員

- 参考基準は推奨事項であるが、実効性を高めるよう発電事業者や事業者団体などへ働きかけを進められたい。
- 輸入国側で適正な条件の契約を求めて、原産国側の法律や慣行との不整合により形骸化する可能性もあるため、不安を払拭できるような情報発信をお願いしたい。
- 輸入に限らず、国内木質バイオマスに対しても、今回整理した参考基準が適用されることを希望する。

委員

- 参考基準は、既存の発電所にも 2026 年度から適用されるのか、あるいは新規に認定される発電所のみに適用されるのか。
- 既存の発電所に適用する場合、どのような確認方法となるのか。

委員

- 10 ページ目「原生林又は保護価値の高い土地」という表現について、「原生林等の保護価値の高い土地」との表現のほうがよい。
- 16 ページ目「中長期的に炭素ストックの減少」という表現について、「中長期的に炭素ストックを維持又は増加させるための計画」との表現のほうがよい。

委員

- 基準を厳しくすることで発電事業者にとってコスト増の可能性もあるが、世の中に信頼をもって受け入れてもらえるよう制度を運用する上では避けがたい。
- 今後、林野庁が検討を進めていく中で、民間の第三者認証を活用しつつも、役割が違う点については国の制度で工夫するといった説明があれば納得感がある。

委員

- 前回 WG で指摘した 10 ページ目の原生林等に関する記載ぶりについて異論はない。
- 今回の参考基準は英語版も作成し、海外の事業者にも意味が理解できるようにしていただきたい。
- 個別企業等の独自の取組による証明方法についても、同等の持続可能性に関する確認がされることを前提とすることを、林野庁ガイドラインに明記することが必要。

事務局

- 新たな義務的な持続可能性基準の整理に向け、EU-RED3 等の実効性やバイオマスの供給への影響にも照らして検討が進められるよう準備していく。
- 既存の認定案件についても、今後整理する持続可能性基準や LCGHG 基準を含めて、適用のあり方の検討を進めていく。
- 参考基準の表現について、指摘いただいた点は修正させていただく。
- 輸入燃料の長大なサプライチェーンに対して、国で確認する点と、第三者認証スキームで確認できる点の違いを意識して検討を進めていく。
- 海外の事業者にも参考基準の意味が伝わるよう検討したい。
- 個別企業等の独自の取組による証明方法については、信頼性を高めていくことが重要であり、林野庁と連携して検討を進める。

座長

- 前回 WG で木質バイオマス証明ガイドラインに一元化する方向性は了承いただいており、今回示した参考基準についても追加の意見はないと理解。ご指摘いただいた参考基準の修正は座長一任とさせていただきたい。
- 個別企業等の独自の取組による証明方法については、客観的、中立的な形で確認さ

れることが重要であり、林野庁におかれでは資源エネルギー庁と協議の上、検討いただきたい。

- 木質バイオマス証明ガイドライン及びこれに準ずる文書の改正や公表、事業計画策定ガイドラインへの反映などの必要な作業を進めていただきたい。

事務局

- 次回のWGについては日程が決まり次第、経済産業省のホームページにて公表する。

（お問合せ先）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031